

第 7 類 食用の野菜、根及び塊茎

注

- 1 この類には、第 12.14 項の飼料用植物を含まない。
- 2 第 07.09 項から第 07.12 項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちや、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。
- 3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥した全てのものを含む。
 - (a) 乾燥した豆でさやを除いたもの（第 07.13 項参照）
 - (b) 第 11.02 項から第 11.04 項までに定める形状のスイートコーン
 - (c) ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット（第 11.05 項参照）
 - (d) 第 07.13 項の乾燥した豆の粉及びミール（第 11.06 項参照）
- 4 この類には、とうがらし属又はピメンタ属の果実を乾燥し、破砕し又は粉砕したものを含まない（第 09.04 項参照）。
- 5 第 07.11 項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。